議案第１６５号

リージョンプラザ上越条例の一部改正について

リージョンプラザ上越条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

リージョンプラザ上越条例の一部を改正する条例

リージョンプラザ上越条例（昭和５９年上越市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表インドアスタジアムの表中備考以外の部分を次のように改める。

インドアスタジアム

施設名等			占用使用の上限額		
			午　前 (9：00～12：00)	午　後 (1：00～5：00)	夜　間 (6：00～9：00)
競　技場	スポーツに使用		１２，３２０円	１６，５００円	１９，８００円
	集会等に使用	平日	２４，７５０円	３３，０００円	３９，６００円
		土・日・休日	３２，１２０円	４２，９００円	５１，１５０円
	営利活動等に使用	平日	１２３，７５０円	１６５，０００円	１９８，０００円
		土・日・休日	１６０，８２０円	２１４，５００円	２５７，４００円
役員室			４８０円	７２０円	９６０円
附属設備			規則で定める額		

施設名	区　分	共用使用の上限額	
		１回	回数券
競技場	一般	１８０円	１，８００円
	小・中学生	９０円	９００円
ジョギングコース	一般	１６０円	１，６００円
	小・中学生	８０円	８００円

別表インドアスタジアムの表備考６の表中「５，０００円」を「５，１００円」に、「３，０００円」を「３，０６０円」に改め、同表レジャープールの表個人の項中「３００円」を「３６０円」に、「６００円」を「７２０円」に改め、同表レジャープールの表団体

の項中「２２０円」を「２７０円」に、「４５０円」を「５４０円」に改め、同表レジャープールの表回数券の項中「３，０００円」を「３，６００円」に、「６，０００円」を「７，２００円」に改め、同表アイスアリーナの表個人の項中「４２０円」を「５１０円」に、「８４０円」を「１，０１０円」に、「２，１００円」を「２，５５０円」に、「４，２００円」を「５，０５０円」に改め、同表アイスアリーナの表団体の項中「３１０円」を「３８０円」に、「６３０円」を「７６０円」に改め、同表アイスアリーナの表貸切の項中「１５，７００円」を「１７，２７０円」に改め、同表コンサートホールの表ホール（平日）の項中「６，０００円」を「６，６００円」に、「１０，０００円」を「１１，０００円」に、「１０，５００円」を「１１，５５０円」に改め、同表コンサートホールの表ホール（土・日・休日）の項中「８，０００円」を「８，８００円」に、「１３，０００円」を「１４，３００円」に、「１３，５００円」を「１４，８５０円」に改め、同表コンサートホールの表第１楽屋の項中「５００円」を「６００円」に、「８００円」を「９６０円」に改め、同表コンサートホールの表第２楽屋の項中「５００円」を「６００円」に、「８００円」を「９６０円」に改め、同表コンサートホールの表Ａ練習室の項中「１，５００円」を「１，６５０円」に、「２，２５０円」を「２，４８０円」に改め、同表コンサートホールの表Ｂ練習室の項中「８４０円」を「１，０１０円」に、「１，２６０円」を「１，３９０円」に改め、同表コンサートホールの表Ｃ練習室の項中「５００円」を「６００円」に、「８００円」を「９６０円」に改め、同表コンサートホールの表会議室の項中「１，２００円」を「１，３２０円」に、「１，８００円」を「１，９８０円」に改め、同表市民プールの表個人の項中「１５０円」を「１８０円」に、「４５０円」を「５４０円」に改め、同表市民プールの表団体の項中「１００円」を「１２０円」に、「３３０円」を「４００円」に改め、同表市民プールの表回数券の項中「１，５００円」を「１，８００円」に、「４，５００円」を「５，４００円」に改め、同表市民プールの表貸切の項中「２２，５００円」を「２４，７５０円」に、「９，０００円」を「９，９００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定のうちインドアスタジアム、レジャープール及び市民プールの回数券並びにアイスアリーナの滑走回数券（以下「回数券等」という。）に係る部分以外の部分は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前

の例による。

3　改正後の別表の規定のうち回数券等に係る部分は、令和２年４月１日以後に発行する回数券等について適用し、同日前に発行された回数券等については、なお従前の例による。